

第十六回

参議院法務・地方行政連合委員会會議録第一号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午後二時二十二分開会

委員氏名

法務委員

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君 理事 宮城タマヨ君
理事 龜田 得治君

青木 一男君 小野 義夫君
大達 茂雄君 楠見 義男君
中山 福蔵君 三橋八次郎君
棚橋 小虎君 小林 亦治君
一松 定吉君 羽仁 五郎君
木村篤太郎君

地方行政委員

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君 理事 堀 末治君
理事 館 哲二君

愛知 一君 西郷吉之助君
高橋進太郎君 長谷山行毅君
石黒 忠篤君 島村 軍次君
秋山 長造君 若木 勝蔵君
松澤 兼人君 若米地義三君
加藤 完君

出席者は左の通り。

法務委員

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君
宮城タマヨ君

委員

小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福蔵君
三橋八次郎君
小林 亦治君

地方行政委員

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
長谷山行毅君
島村 軍次君
加藤 完君

國務大臣

法務大臣 犬養 健君

政府委員

國家地方警察本部部長官 斎藤 昇君
國家刑事警察本部部長官 中川 董治君
法務省刑務局長 三浦寅之助君
法務省刑務局側 岡原 昌男君

事務局長

常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 末治君
常任委員 堀 末治君
常任委員 堀 末治君

本日の會議に付した事件
○刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から法務・地方行政連合委員会を開会いたします。

先例によりまして法務委員長である

私が委員長を務めまして頂きますから、どうぞ何分よろしく願ひいたします。

本日の議題は刑事訴訟法の一部を改正する法律案でございます。本案につきましては地方行政連合委員会におきましてもすでに關係部分については政府から説明を聴取されたやに伺つておりますので、これより直ちに質疑に入ります。連合委員会は本日をもって終了いたしましたと思ひますから、成るべく地方行政委員のかたの御質疑をお願いいたしますと思ひます。御質疑のありのかたは御発言を願ひます。只今出席しております政府委員は岡原法務省刑務局長、斎藤國警察局長及び下牧参事官であります。

○館哲二君 地方行政との連合であります。地方行政としては刑事訴訟法全体の問題に互る必要もないので、極限いたしまして關係のある百九十三條の改正と百九十九條の改正について少しお聞きしたいと思ひます。

現在の法の体系を見ますと、大體警察法にいたしても、それから檢察官法或いは刑事訴訟法というものを通じて見まして、犯罪の捜査というものが三つ別々に考えられておるのじやないか。前のように公訴と捜査とは一緒になつておるという建前がとられていないと思ひます。そして捜査については警察官がそれに当り、公訴については檢察官がそれに当り、公訴については檢察官が当つて行くという建前であると思ひます。これが

私は今日の法の体系でもありますし、そういふやり方であつたほうが非常に民主的であると思ひますが、これにつきましては法務省のほうではこの体系をやはり維持、現在そのやうであり又その体系を將來も維持されようといふ考えをお持ちなのかどうか御意見を拝聴したいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 現行刑事訴訟法の建前と申しますのは、只今御質問にありますやうなものと若干線が違つておるわけでございます。と申しますのは、捜査と申しますのは刑事訴訟法の条文に明らかな通り、司法警察職員並びに檢察官両方がやることに相成つております。御質問の点は百九十三條に關する点と存じますので、その点を中心にしてこれを申しますならば、さうに捜査の機關がばらばらになつておる、それを一体どういふふうに統括、統合すべきであるかという点と、公訴官たる檢察官がその公訴官たる地位から當然一つの制約を持つて来る必要がある。これが訴訟法の建前でございまして、もつと簡単に申しますと、各地にばらばらに公安委員會の下に捜査機關がある。その捜査がそれの思ひ付きでいろいろなことをやる。併し結局は全部檢察官にかかつて来る。檢察官は捜査官であると同時に公訴を提起いたします。自分で捜査いたしました公訴を提起いたします。そのばらばらの事件が各地でばらばらであつては困るので、それは百九十二條において一応協力してやるべきものであるけれど

も、その協力關係で賄えない場合においては百九十三條の一般的指示、指揮或いは具體的指揮ができる、かように我々は理解しております。従つて公訴という面から、公訴官たる地位から檢察官が事件を見ますと、従つてそれは當然捜査の段階まで見通した一つの線を出さなければいかん。これが百九十三條の趣旨と考えております。従つて捜査と公訴、それから公判というものを完全に細別するということは、これは訴訟の段階としては一応はわかるのでございますが、その間の連絡というものがあつて、それがこの規定に現れておるのであります。かように御理解願ひます。

○館哲二君 警察法には警察の一番大事な仕事、今日で言へば一番大きな仕事は警察法に書いてあるように犯罪の捜査及び被疑者の逮捕、これが大きな問題だと思ひます。刑事訴訟法に書いてあるのを見ましては犯人の捜査をするものは、第一段階、第一次には司法警察官であることはこれはもう今でも同じであると言つて間違ひのないことだと思ひます。又公訴というものを提起されるという上から言つて、捜査が前提になることは、これは申上げてもいいのであります。法の全体の体系から言へば、少くとも捜査についての主体性は警察側にあるということ、これは否定できない問題だと思ひます。その意味からいまして、常に両方連絡をとらるるということ、これは非常に結構だと思ひます。

すが、今日私は百九十三条が現在のよ
うな状態であつても、今の目的は達せ
られて行くのじやないかと思つてあり
ますが、實際の上においてこれは非
常に不都合だといふことが考えられる
のであります。

○政府委員(岡原昌男君) その点まで
お尋ねでございます。破防法のごた
ごたを申上げなければならぬ破目にな
るわけでございます。さつぱらんに
申上げますと、昨年春でございます
か、破防法が国会の相当な難航を経
まして法律として出たわけでござい
ます。その際に国会の非常な御苦心に
よりましたこの法律が濫用されないよ
うにという枠をはめられたわけでござ
います。私もいたしましては、その
捜査に關与する者としてこれを如何に
濫用を防止するかという点につきま
して、昨年七月七日私の部屋に國警の
担当官、自治警の關係として警視庁の
担当官各二名ずつ並びに高検、地検の
検事、それから當時の特審の部長が
集り願ひまして、その点について協
議したわけでございます。その際に百
九十三条の一項によつてこの捜査を
むやみに着手しては人民の権利を不
當に制限する虞れがあるからして、そ
の際には具体的な事件ごとに検事の
指揮を受ける。それを検事の自分の
判断でせずに、だん／＼上の方に上
げて来て、結局當時の法務總裁です
が、その決裁によつて着手する、か
ような措置をとつたわけであります。
その打合せをいたしまして、協議が
整つて、その日の夕方ですか、或いは
次の日になつてですか、忘れましたが、
國警のほうからこれは困るという御
意見がありました。どこが困るのだと言

つたら、検事が捜査に關与するとい
うのは、以てのほかだといふのが最初
の反對の理由だつたのでございませ
ん。それは百九十三条の読み違ひでは
ないか。我々のほうとしては當然これ
はできると解釈していいというよう
なことで争が開始したのでございま
すが、その当時どうしてもそれが理
論的には私のほうは正しいと思つて
おりましたが、解決せずにそのま
ま破防法の指示が出された、こ
ういふいきさつがございませ
ん。只今になりますと、私も捜
査に検事が干渉できないといふのは、
百九十三条のどこから出て来るのだ
るか、ちよつと疑問に思つて来るの
です。その点を國警側に十數回に互つ
て私のほうから意見を述べました結
果、國警は自分の意見をその点につ
いて支持することは恐らくできなかつ
たのだと思ひますが、最近に至つて
は何かさういふことを言つてゐる人
もあつて、やに聞くがといふ調子に
變つて来ております。従つて私も
百九十三条については、若しその
點が國警のほうでさういふ御意見
であれば、私は今回の改正は必ずし
も必要でないといふくらいに考
へておる。これはさういふくら
いにつくばらんな話でございませ
ん。その点について御承知願ひたい
のは、約一週間、十日前くらいに
國家公安委員長の名前でお出し
ました朝日新聞に對する投稿の中
に、やはりそれと同じやうな思想
が盛られておる。かゝる誤解がど
こまでも流れていくことは、これは
後日のために訂正しておく必要
がある。かゝるに考えます。又
それは同時に單に國警の首脳部が
承したところで、下、或いは自治
警察に對してもこれを了する限り
でないか

も知れない。さういふ点については
つきりしようといふのがそも／＼こ
れの原因を出し、且つこれを支持し
てゐるゆゑんでございませぬ。

○諸君 二君 私はどうも捜査に當
られる警察と、それからその公訴に
當られる檢察官とがさういふ相
應關係がいつもあることは非常
に望ましくないことである、それ
なればこそ常に百九十二條に
おき、各段階における公安委員
会なり、或いは警察と檢察官と
が連絡をとる、或いは警察法に
おきましては國家公安委員會と
最高檢察廳のほうと連絡をと
るといふふうになつてゐるの
であつて、その円滑なるあれが
あつていいと思つてゐるもので
ありますが、ただ檢察官が公訴を
實行するために必要といふ限
界は、公訴に必要であるとい
ふことでさういふ捜査に當つて
具体的な一切のことを指図しな
ければならぬといふやうな解
釈をとることになりますれば、
前の檢察官が捜査権を持つて
いられること何れも變りがない
やうな感じが受けるのであり
ますが、その点如何でございま
せんか。

○政府委員(岡原昌男君) 公訴の
實行といふ言葉は恐らく公訴の
提起といふふうになつてゐる
といふやうに思ひます。と申し
ますのは、具体的な公訴権の公
訴といふ文字の意味でございま
すが、公訴と申しますのは或る
犯罪が発生し、或いは犯罪が
あると思つた場合に、具体的に
生ずるいわゆる具体的な公訴権
と申す性質のものでございま
す。この公訴の實行といふのは、
要するに具体的な公訴権を捜
査によつて確定して行く、さう
いふ段階のことを申すわけでござ
います。従つて單に起訴するわけ
ではなく

て、起訴不起訴を決するものも當然
その中に入つております。従つて
單に起訴する、公判を請求する、
或いは略式命令を請求すること
のみを申すのではない、これは本
來公訴権を實行するために實は
本人が悪いことをしたかといふ
かを確定し、その罪の度がどの
くらいであるか、従つてそれは
起訴すべきかすべきでないかとい
ふことを確定すること、つまり
具体的な公訴権を實行するために
必要だ、かゝるに見るべきこと
と、これは事實上一致してゐる
と思ひます。

○諸君 二君 公訴を實行するた
めに必要といふ意味からして、
捜査の初めの段階から檢察官が
これに干渉しなければならぬとい
ふやうな考え方を考へてゐる
ものとすれば、前の旧刑事訴訟
法と何れも變りがないといふ感
じを受けるのですが、この点は
……。

○政府委員(岡原昌男君) 公訴の
實行といふことは、今も申し上げ
した通り、具体的な公訴権が発
生すると同時に、檢察官はそれ
に干渉して行く職務もあり、
義務も発生するわけでございま
す。もとよりすべての事件につ
いて第一捜査責任者たる警察官
はねのけて、檢察官がやること
は考へておきませんし、又それ
は事實上不可能なことではござ
いませぬ。ただ若しその捜査が
その第一段階において間違つて
おれば、それは途中幾らか訂正
したとしても、これを訂正しかね
る場合がございませぬ。例えば
最初から逮捕の手続が間違つて
おる、或いは調べが間違つてお
る、或いは身柄を引張るべき
と証言を集めてから身柄を引張
るべきを、たやすく身柄を勾留
したといふやうな

うなことから伴う捜査上の一番の欠
陥は、起訴、不起訴を決定する上
に、つまり公訴を決定するかどうか
という上には必ずしも参りませ
ぬ。これは決して観念的にそれと
これとは別だといふ議論は成立
しないのでございませぬ。檢察
官はすべての屍試を、簡単に申し
ますと屍試をやる役目でございます
。今までのあらゆる材料がその屍
試の材料になつて参る。従つて
最初の材料が悪ければ、その結果
がおのずから最初から適正にや
つてもらいたい、その方針を示
す。かゝるやうなことになる
のであります。

○諸君 二君 さういふと、どう
も今の御答弁で見まして、何か初
めから干渉しないといふ安心が
できないといふやうな印象を非
常に強く受けるのであります。今
日までこの百九十三條によつて
やられて来た國警側としてその
點はどうかでありませうか。私は
國警といたしましては、捜査権を
持つておられる以上は、將來そ
れは公訴に移すべきものであるこ
とは予想せられておる問題だと思
つてゐる。そこでよほど慎重に
やられると思つてゐる。そこで
いふのだといふやうな何か印象
を受けるのであります。國警側と
しましてはこの捜査についてどう
いふ態度をとつておいでになる
か、その點を一つ承りたい。

○政府委員(岡原昌男君) 警察
といたしましては、只今御質問
、御意見の通り、警察法から見
ても、或いは檢察官から見ても、
警察は警察として捜査の責任を
持つておると同時に、義務も持
つておると思つてゐるものであ
ります。

す。ただ公訴の実行と捜査とは、これは密接な関連をしなければならぬから、協力はいたさなければならぬ。このことは警察法にも、刑事訴訟法にも明記をされておるのであります。検事といえどもやはり捜査の権限を副次的ではありまするが、持つておられますから、検事のやられる捜査と、警察のやられる捜査といふものの間には、やはりこれは緊密な連絡とか、或いは場合によつては指揮、或いは指示の關係がなければならぬと思ひます。これらの關係は百九十三条で明らかにされておると思ひます。であります。併し百九十三条の解釈は、只今も館委員から御説明がありましたように、今の刑訴の立て方、いわゆる捜査の段階を警察の捜査段階と、それから検事の捜査及び公訴実行の段階、それから裁判の段階、こういうものに分けて行くことが捜査の適正を期し、或いは人権の保障をなす最もいい方法として、私は新刑事訴訟法に盛り込んであると思ひます。以前の司法警察員はすべて検事の指揮監督の下において、司法警察官の職を果したのとは、全く変わったわけでありました。従つて個々の検察官と司法警察官との間の關係は変らなければならぬと思ひます。百九十三条第一項のごときは、かような意味で訴訟限度の例外行使において、捜査と関連する場合の最小限度の例外でなければならぬと思ひます。如何なる公訴の実行も捜査と關係せざるものはないのであります。さうな意味から申しますならば、この百九十三条の第一項というのはこれはオールマイティでありまして、この運用如何によつては、すべての事柄を検事の指示の下に

置かなければならぬ。而も具體的捜査に當つて、個々の事件についてで、事前に検事の承認がなければ、捜査に着手はできないといふことも、第一項で何かかういふように、法務省の解釈はなつて来るのは當然だと思ひます。ありますが、この解釈をさうに押し広めると、警察の独立捜査といふことも全然無意味になつてしまふ。而も警察は公安委員會の統轄の下に、責任の下に、この法律に与えられた捜査をするという責任を持つておるのであります。にもかかわらず百九十三条が広汎に解釈されますといふと、この捜査及び逮捕につきましては公安委員會或いは警察の監督者も全然権限がなくなつてしまつて、すべて個々ばら／＼の司法警察官が検事からの指示のみによつて行われてしまふ。そうなれば警察法に捜査逮捕の責任があるとありまして、これは全く空文になつてしまふ。極端に言へば、さういふことになるのであります。従ひまして我々といひましては、百九十三条はできるだけ嚴格に、狹義に解されなければならぬ。かように思ひます。個々の事件を指揮する直接個々の事件について警察の行つた捜査を或いはチェックしたり、或いはこれを直接指揮したりするような内容は、百九十三条で含むことは行過ぎな解釈である、かように我々は考へておるのであります。○委員(野村一) ちよつと申上げます。法務大臣は衆議院の法務委員會と、參議院の予算委員會双方から出席を求められておるやうであります。で、大臣に対する御質問を先にして、御質問のおありの委員から御発言を願ひたいと思ひます。

○堀東治君 私大臣にお尋ねを申し上げたいのであります。これは私手党の立場にあつて、少しく大臣に対して皮肉な質問になります。どうぞその点は悪しからず……。私はこう思ひます。であります。最近政府では占領中の行過ぎを是正すると言つて、いろいろ法律を改正せられたのであります。これは當然占領中にいろいろ向うの風俗習慣で押しつけられたところが多分にございますから、どうしてもこれは日本の人情、風俗その他伝統、歴史等に合せて改正せられるべきが當然だと、実はかように思ひます。併しその行過ぎを是正する考へ方を私大臣に伺ひたいのは、これは甚だ皮肉かも知れませんが、昨年警察制度の改正が提案されました。私平素大臣はたゞさんの政治家の中でも非常に感覺の鋭い進歩的なかたで、実は非常に尊敬しておりました。昨年のあの警察制度の改正のときには、むしろ前進でなくして、教歩後退したといふ感じを受けたのであります。手党の私でさえもさういふやうな感じを受けるのですから、あれが解散でもなくて、本當に委員會の審議にかけられたらば、本當に問題になつたのではないかと思ひます。幸ひ解散で、あの法案が陽の目を見なかつたのであります。併し非常に進歩的でないといふやうなところが、私非常に大きな失望といふところ。私非常に大きな失望といふ疑問を持つたのであります。従ひまして今度の刑事訴訟法、私こういふ法は全然不得手でも何にも専門的な知識を持ちませんけれども、何かやはり戦前の刑事訴訟法に戻つて行くやうな、僅かの字句の修正ですけれども、感じを持つたのであります。そこで私は一体行過ぎ

は正とすることに對して、大臣はどういう考へでいらつしやるか、先ずそれをお伺ひしたいと思ひます。○國務大臣(犬養健君) 現在の刑事訴訟法が占領下においてでき上つたといふことは、只今御指摘の通りでございまして、長い間大陸的な考へ方になつて参りましたところへ突然英米法的新しい感覺が入つて来て、その英米法的新しい思想の注入には幾多の美点がございます。併しどうして日本の國情に咀嚼し切れないものができて参りましたので、法務當局としてましては、過去四年有半見守つて参りましたゆえんのものは、こういう刑事手続の基本法を、すぐに不便だからといつて、改正するのは、輕率のそしりを免れませんので、大体神様でない人間の作つた法律を直すのは、又人間であるのでありますから、四年とか五年とかいふ時の経過の物指を以て見るというところが、一番政治上措置として適切だ、かういふふうになつて来たのであります。すでに四年有半で運用の妙を以てしてもなお且つどうにも不便だといふことができてきて、それは根本的な改正はよほど慎重に、なお時をかさなければならぬが、どうしても運用上困る点についての、差當りの修繕工事はどこどこでありますしやう、といふことを法制審議會に諮問をいたしましたのであります。この法制審議會は御承知のように、學界であるとか、在野法曹とか、実業界、國警側とか、その他裁判所のかたも混つて頂きまして、前後三回に互つて詳細な答申を頂いたわけであります。その結果、この度御審議願ひ改正案になつたのであります。単に人権をゆるめた

か詰め上げたかといふだけの小さな角度からこの改正案を眺めたらどうなるかといふ御質問が仮にありましたらば、それは控訴審における事実取調べの範圍を拡大したこと、その他二、三の点を除いては、只今御心配の余り御指摘になりましたやうな、人権を拘束する簡条が多いのでございまして。それは誠に申しからんではないかといふことになるのであります。結局これは人権の尊重と社会全体の福祉との調和から考へて、止むを得ないと思ひます。実は改正して御審議を願つておるわけなんです。止むを得ないといふ点について衆議院においてもいろいろ議論がありまして、諸点について修正が行われるやうな形勢にあるわけでございます。これは国会の意思の存するところであつて、政府當局としてはこれを尊重いたしたいと思つておるのであります。そこで警察對檢察の問題になります。百九十三条は、しばしば衆議院でも申上げて、先日、當參議院の法務委員會でも申上げたのであります。あれは解釈の区々になりやすいところを明瞭に再確認するところの解釈法的修正であります。あのために檢察官の權限がもう一度一層伸びるやうなことを予定してないのであります。在來の檢察官の權限の存するところを明確にしたわけでございます。ところがここに實際問題として警察側の御心配になる点があります。私はここに申される國警長官と連日連夜全く胸襟を開いて双方の話をし合ひまして、これは幸いに妥結に至つたわけでございます。國警側、自治警をも含んでございしますが、一番心配しておられますのは、

一般的指示に際して、破防法の場合、檢察側が警察側に出しました一般的指示が、一昨日の当委員会における法制局第二部長の説明によりますと、一般的指示の限界に達した強い指示をしても、併し権限内のことでありますから違法とは言えない、こういうお答えであります。そこでさつくばらんに申し上げますと、警察側の心配がなお残えまして、違法ならあの程度の強いのをどうん

説明をいたすと三十分くらいかかりま
すので、今日は省かして頂きますが、
丁度解散になりました当日、法務委員
会、地方行政委員会の合同委員会にお
きまして、妥当なる胸襟を開いての修
正意見の開陳が始まつておつたところ
へ午後解散ということになりました。
従つてあのままでいても何らか良識あ
る中庸を得た結論が得られたのではな
いかと思います。

どんな出すのか、こういう点が一番の心配なのであります。一般的指示は改正せざる現行法においても認められておるのであります。その指示の出し方が、早く言えば破防法的強いものかどううか、こういうことでございます。そこで私は衆議院の法務委員会において責任を以て速記録に残しまして、破防法に際して出した一般の指示の内容は、真に止むを得ざる事情に出ずる例外的措置である、これを必ずしも先例としないうというのを申したのであります。

且つ今日これも国警長官と打合せたのであります。今後一般の指示を出す場合に抜打的に出すということでは、

が、いろいろさような経緯もございまして、ついでに申上げてお願ひでございます。すので、このたび警察法の改正を考慮いたしますに際しまして、私どもの党派以外の考え方も虚心坦懐に、人の考ええだから悪いに違いないなどという態度をとりませんで、虚心坦懐、これを考え直して、よきところはとり、又従来野党側で反対しておられたところも政府側がそういう気でやつていたならそう反対しなくていいという部分がありそうなのでございまして、そういう点を十分中庸を得たものを念入りに作つてみたい、こういうふうを考える次第であります。

あとにやはり問題を残しますので、あらかじめ緊密に連絡してよく協議をする。そのうちには例えば一般的指示を出したいと言えば、警察側でそれは私のほうで自分で捜査の規範に入れましたよ、というふうな話合いも付く場合も恐らく多かろうと思うのでありますが、従つてそういう運用によりまして檢察側の権力が警察側に対して一歩伸び直す、言い換れば旧刑事訴訟法に憧れを持つてこの百九十三条を読み直すということとは絶対にさせないということを申上げたいと思つてあります。警察法の改正につきましてはいろ／＼これ又御

○堀末治君 大變御丁寧な御答弁を頂きましたが、実は私はこの法案の細かいことをお尋ねしておるのではないのであります。いわゆる行過ぎを是正しようという要するに考え方の根本を、実はお尋ねしているのであります。私はなぜこういうことをお尋ね申しますかという、今度のこの法案では随分警察側のほうからいろいろな情報があるもののほうの耳に入るわけであり、何ぞや檢察官の権力を強めるようにも私も素人にも思われます。折角さう西建てに、裁判官と三つなら三つきれいになったのを、もう一遍檢察官側

のはるかに非常に強い権力を与へる。これは實際私には刑事訴訟法の執行等のことは素人ですからわかりませんが、折角日本がこの大戦争の試験を運つてアメリカの指導で憲法まであいうようなバタ臭い憲法を作つて、それで民主主義を建てて行こう。こういうことでいろいろな諸法律ができたのであります。私どもこれは参加しませんが、二十二年から国会におりましたから、

だから、あの興隆した時代に憧れることはこれは止むを得ない。ですから、なるものならその時代に引き戻そうとするような傾向が最近特に多いのであるが、私はこれは折角、あの一大戦敗、長い間の占領で私どもはこれだけをかち得たのですから、これは私はどこまでも育成しなければならぬ、かように思うのであります。従つて政府といたしましてはあらゆる法律の行過

隨分アメリカにいいめられたことも記憶いたしております。そういう苦い経験でやつて来たのでありますが、実は私は民主主義というものにも非常に疑問を持つておりましたが、一昨年地方行政のほうでアメリカを視察しましたときに、アメリカのいわゆる民主主義なるものは彼らの生活にどういうふうに入つていっているかということについて特に注意して見て来たのであります。そうしている／＼な識者からいろいろな忠告を受けたのであります。その中でも彼らはこういう忠告をしてゐました。なか／＼民主主義というのは實際にひまが要る。殊に日本のように

その行過ぎが又行過ぎになつてずつと逆戻りをするというやうな考え方があつてはならないといふことを私は痛切に思ふのであります。従つて今度のこの改正は、細かいことは知りませんが、よく／＼不便があつたかどうかといふことに對しても私自身も疑問に思ふ。警察の諸君のお話を聞いてみても警察側にもそれは多分に欠点はございましたでしたしやうけれども、やはりこれらのことについては彼らも反省してゐる点も多分にあると聞いておるのでありますから、私どもは今言う民主主義を育成するといふ意味において、

い歴史を持つた、長い伝統習慣を持つてゐる国が、今直ちにアメリカの民主主義をそのままはめ込むということは非常に困難である。併し困難でも、確かに民主主義はあなたの国を将来榮えさせるためには決しておためにならなかつたといふことではないといふことを固く信ずるから、氣長にお育てなさい。而も育成せよといふ言葉で私どもに忠告してくれてゐるのです。さうなことで、私どもは折角獨立したことだからじゃん／＼やれ、殊に明治年間の人々は甚だ失礼ですけれども、あの日本が最も興隆した時代に育つてゐるもの

う少し辛抱しておやりになつたらどうか。先ほどの館さんの御質問に対して、こちらから御答弁がございましたのですが、私ども直接触れたものではありませんが、やはりどうも館さん自身も何やらまだこだわりのあるように我々全駐素人にもそう聞える。そういうところに日本の民主主義は全体に育成されておらないところがあるのでございます。折角こうきれいな組織で、警察は警察、検察は検察、裁判官は裁判官、余りにきれいに過ぎて日本はあらゆるものが細分化されていささか迷惑しているところもありますけれども、私は此

はりつぎりした姿にきちんと置いて、これがおの／＼分に應じて、よくのりを越えないで協議して行くというところ。に民主主義の非常にいるところがある。殊に檢察、警察、裁判官といふことになつて来ると、どちらかといふと三者一体で不可分のものであると思ひますが、そのどちらか多少でも權力を揮うというやうなことになる。これは昔のやうな團を誤まつたあといふ

ことも私は現実に見ておることでありますから、この改正についてもどうか、それういう点に大臣は十分心がまえを持たれて善処して頂きたいということをお願いするのであります。従いまして私は一々細かいことは申上げません。館さんから大要御丁寧な質問が出ておりますから私はこれだけで私の質問を終りたいと思ふのであります。

○国務大臣(大藏備君) 堀さんの根本的な御心配というものは私も全く同感であります。私もしばしば体験いたすのであります。占領行政の行き過ぎ、ということが行われるときには、必ず

一部では昔の古い時代にうまく行つたから展そうという動きが随所にあることが私は感じるのであります。そういろいろがあつてはなりませんので、今度の改正でも一番留意しておりますのはその点でございます。法文は非常によくできてゐるけれども運用で危ないという点は、大臣の声明、部内への訓令、或いは附帯決議を進んでお願いして、国会の決議によつて縛つて頂くというのを率直に申上げておるのであります。結局法律というものは運用で白のものが黒に近くもなりますので、その点非常に心配であります。

それから英米法的法律思想の注入は幾多の功績はございましたが、同じ民主主義でも、大陸法的な民主主義に直したほうが実際よりよく行くというところは、例えば控訴審の事後審的なものを統一的にしたとか、英米法的なものを大陸法的に直したのでありますが、日本の旧刑訴の思想に戻したということはないのであります。

それから堀さんが今ちよつとお触れになつて、誠にいい言葉だと思ひますが、余りにきれいに捜査権と公訴の実行に關する権力とを水と陸というふうに分けると双方がやりにくい。そこを直したのが百九十三条であります。恐れるところは、檢察側がそれに便乗して法律の予想せざるころまで、又旧刑訴的な、檢察が警察官の上に君臨するといふようなことがあつてはならぬ。これはいづれ參議院でも御審議願ひますけれども、衆議院を通過するときでも、私が喜んで聲明もし、附帶決議も喜んで願ひするといふ形になつておるのであります。できるだけ注意はしておりますが、併し何分にも私不敏でございますから、その点はどなたも御遠慮なく、この法律は野党とか与党とか、そういう区別のない大問題でございますから、御叱正を願ひたいと思ひます。

○館警二君 今法務大臣の御説明で私も心配しておりますが、大分軽くなつたのでございますが、檢察側から考へますれば、旧刑訴時代でさえやはり直接自分の下に捜査の機關を持ちたいという氣分を持つておられたことは事實でありまして、私もはしはしうといふことに當面したのであります。非常にその最初から手がけて行くとい

う問題は結構だと思ふのでありますけれども、そこは現在の立法が捜査といふものと公訴といふものを分けたという点から考へて頂かなければならぬと思ふのであります。百九十三条は、今度の改正は単に現行法の解釈をはつきりしたのでと言われるのであります。が、世の學者の中には、いやそれは程度の差でなくて質的な變更を加へておるものだといふような批評をされておるものであります。どうしてもやはり建前として捜査については警察官が本来的な捜査の任務を持つものである。そうしてどうしても檢察官の捜査に關するものはその補充だといふ建前はこれは厳守して頂かなければならぬと思ふのであります。今大臣は折角衆議院のほうで御折衝になつていらるようであり

ますが、できますならば一つそこらに適當な方法ができれば檢察アツツヨといつたような行き過ぎのない安心を与える修正ができ、立法ができますことを切に願ひ申上げる次第であります。

百九十九条につきましても、申し上げなくとも私も私の聞きたいと思つておるところはもうすでにおわかりと思ふのであります。これにつきましても、憲法の建前から言つても、やはり司法官がここに干渉して行くのは当り前でありまして、檢察官がそれに中におつて同意を与えなければ動かしにせんといふ行き方は、これは少し行き過ぎではないかと思ひます。又この濫用という問題につきましても、半面警察に對してもこれは非常に注意を加へなければならぬ問題でありまして、警察官自身の資質の向上という問題、逮捕請求について警察官をどういう程度

にきめるかという問題について、私は解決の方途があると思ふのであります。この意味におきまして一つ百九十九条につきましても善処されますことを願ひ申上げまして、私は法務委員會のほうで適當に御處理を頂きますようにお願い申上げましてこれで質問を終ります。

○國務大臣(犬養健君) 御注意一々御尤もと存じます。捜査の第一次的な責任者が司法警察官である。これは新刑訴の根本に規定されたことであります。これは動かすことができないと存じます。この百九十三条の改正は自分とは反對だと言われまして刑事訴訟法の研究家であります團藤教授の御意見も伺つたのであります。これは衆議院の公職会で伺つたのであります。が、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために、「その他」という字が入つたために、公訴の実行を全からしめるという枠内において檢察側が警察側に捜査の適正をいねがう意思の反映が起るといふことは、その範圍内なら差支えない。併し「その他」を抜かしちやつて、はつきり捜査の第一次責任者に一々指図するといふ氣持が仮にもあるならば自分反對である、こ

ういふに言われたのであります。私はこの團藤教授の条件付の賛成のほうに賛成なのであります。リレー・レースで言へば、第一走者の駆け方を一々第二走者がとやかく言つたらうるさくて走れません。カーヴの走り方はこつやつて走つてくれ、今日は雨が降つたから曲角は氣をつけてくれ、それすれば第二走者も任務を全うするゆゑんだといふような一般的指示の形、準則の形で、一般的指示として間接に

個々のところに影響があるということはいはした方がありませんが、直接個々のケースに指揮をするといふことは私は分を過ぎたものだと思つております。そういう意味に解釈しております。それから、御承知願ひたいと思ひます。それでは破防法についての一般的指示はそれをのりを超えてゐるではないか。私はそう思ひます。これはあの当時破防法が兩院を通過したときに、國會側の御希望でこれは一つよほど氣を付けてくれといふようなこともありまして、當時私は就任前のことで余り記憶がないのであります。あれはあれとして眞に例外的なものである。今破防法的な一般的指示のように、捜査の前に一々檢察の指揮或いは承認を受け

る事件は頭の中にあるかと言へば、ありません。又一般的指示といふものを出す前には、あらかじめこつこつと出したいのだからどうだろうと言へば、恐らく警察側でもこれは出してくれといふ場合もありましようが、多くの場合は、私のほうで規範に入れて自

律的にやります、それで済むことならそれでやつて行けといふ話合ひのほう

とこへ戻すといふ意味は毛頭ござい

ません。ただ逮捕状の請求を裁判官に

する場合、檢察も同時にその内容を知

上げたような梓の中の字ならば、実は余り私のはうではあえて争いをしないのであります。それじやなぜ同意をとるので出したかという御質問がありますならば、法制審議会の御審議を願ひまして、法制審議会では同意がよろうということ、同意以外の字に変えるということになりますならば、従来法務省は法制審議会を尊重する伝統を持つておりますので、今一度聞き直りますと、同意より釋やかな字という場合もありますし、強い字になる場合もくばらんに申上げますと、国会に送り込んで、そうして国会の権威ある厳正な御批判を仰いだ。これが見栄も外聞もない実とは真相なのであります。従つて同意という字で最後まで抵抗して争うという意思は持つていないのであります。

○石村幸作君　法務大臣にちよつと……。簡単に二、三お尋ねをいたしますが、私はこの刑事訴訟法という専門の知識が薄いが、ただ地方行政委員会委員として、地方まゝ治安の維持、その面からお伺ひいたしますので、従つて常識的であつて、専門の大臣から見ると、ポイントが外れているかも知れませんが、お許しを願ひたい。この日本の警察制度、これが公安委員会それから国警長官、警察隊長、署長。こういふふうに組織的にでき上り、漸くこれが育成されて来つたというとき、検事の権力がこの中に介入する。そうすると折角育成して来た民主的警察制度というものが体形を崩す、破壊するといふような真れがないかと思うのであります。まあこれは丁度曾つて進駐軍が進駐中に、殆んどアメリカの

指導でこの日本の民主警察制度を育成して来たにもかかわらず、進駐軍の法務関係の人たちがよく地方で手出しをして非常に警察運営にお困りであつたという事実は、もう我々もよく承知している。こんな点から考えても、今例を申上げたのですが、どうかと思うのですが、その根本方針について大臣の御所見は如何でしょうか。

○國務大臣(犬養健君) 的確に御質問に答へが当てはまるかどうか。若し当てはまらなかつたら更にお尋ねを願ひたいと思います。捜査の第一次責任者の警察官吏に一つ／＼のケースで君、これはそうやらなければならん、これはそのくらい控えてくれと言つたら迷惑でありますし、捜査は遅れます。そういうことは私いけなと思うのであります。例えばこれは仮の例でございしますが、国際關係の非常にやかましい傷害事件については逮捕するでしよしう。こういうふうにしてくれとかいう一般的な準則というものは私は出して差支えないし、現行法でも一般的指示は出すことを認めていたのであります。但しこのたび捜査を適正に指示しという字を入れたからと言つて、個々のケースの指揮まではみ出ようというものではないのであります。随分多くの第一線の若い檢察官などに意氣軒昂としてそういう氣持になるものもありましたら、これは本省の氣持を誤ること甚しいものであります。直ちに当人に對して戒告いたすつもりであります。そういうわけでただ傷害事件の一般的指示を……傷害事件は微妙であるから話し合いという場合、話し合いをすることになりますから、恐らく警察側としては、それじや私のほうで構

合によつちや自分で捜査方針を変えます、それなら安心だという話合いが付くことが多いのではないか、その程度の一般的指示についての措置、計らい、活動は、ここにおられる國警長官もそれは承知しておられる。一番心配しておられるのは、破防法のときのような、捜査の前に承認を得るということですが、こういうことは再びあるまい。これは実に例外的措置であつて、今そういうものが次に予期してあるという観念は私どもにもありません。ただ絶無だということは法律的に申上げられない。どんなことが起るかも知れん。絶無と言えないからやるのじやないかというのは違ふのでありまして、その点の一つ御了承願ひたいと思ひます。百九十九条でも、今申上げましたように、常に事件を受取る公訴官の立場からその事件の内容を知れ、それについて逮捕状の要求が檢察官から見てはどう考へているかという實際の反映が少くとも裁判官に対してあると云ふことは裁判官も必要だとおつしやつているのでありまして、その程度のこととは相み互いで相持ちでありますから、よろしいのではないか、こういうふうに考へております。

○石村幸作君 私のお伺いするのは、今、檢察官の権力の介入とか、そういう手統上のいい悪いというのではななく、そういうことによつて民主的日本の警察制度が揺ぎはしないかという根本をお伺いしたのでありますが、お氣持は大体わかつたのです。

○国務大臣（犬養健君） 私は根本的にはそういう氣はありませんけれども、恐れるところは、根本的に異存はないが、万一起るとすれば、警察官對檢察

官の小さい処置をしないで、そういうことが起るかというのを私は心配している。その場合には、勿論全閣次席会合とか検事正会合とか、……検事正会合ではたび／＼言つておりますけれども、万一出先で起つた場合は本省の方針にもとることが甚しいものでありますして、直ちに時を移さず戒告いたしましたと思います。

○石村幸作君　そこでこれは素人の質問に類すると思いますが、先ほどのどなたかの御答弁にもありました、古い制度では檢察官の指揮監督の下に警察官が捜査に當つておつた。併し今は制度が變つて、そういうあり方ではなない、檢察官と警察官との關係ということ、御尤もなことではありますが、そうすると、この檢察官と警察官は同じ捜査の立場から見ても、その關係はどつちが上位であるとかどつちが下につくとかいうことはなないと思うのですが、如何でございましょうか。

○國務大臣(大藏權亮)　これは捜査の第一次の責任者主体者は明かに警察官でございませう。ただ、どうせ警察官が今度は起訴するのでなくて、検事の手に起訴するのでありますから、起訴する場合に調べ直しになる事件が多くては困りますので、あらかじめこれを第一捜査者として第一捜査者に大体のこゝとを、必要な場合には一般指示で希望を申出るといふのが百九十三条でありませう。そういうふうに御承知願いたいと思ひます。

○石村幸作君　檢察官と警察官が、そういう立場にあるのかかわらずこの同意を要する、同意権を檢察官が持つということになると、その立場は上位

の立場に立つような、錫位な立場に立つ……どうも言葉がしつくり行かないかもわからんけど、そういうふう到我々から見ると考えられるが、如何でございませうか。

（國務大臣、大藏卿）これは御大
でありまして、只今館委員に申上げま
したように、これは世の中で考えられ
る一番適當な字とも思いません。ただ
いささつを申上げました、この前の国
会に……通常国会でしたか特別国会で
したか、警察法の御審議を衆議院にお
願ひする直前に、この問題をここに
られる斎藤長官、清原法務次官と私と
三人で仲良く相談し合つたわけであ
ります。その相談する前の原案は承認を
得べしという、私はそのときに、今、
石村さんのおつしやつた通りのこと
を、
言つたのであります。承認では、検査
官が椅子に座つて警察官が立上つて
許可を求めるようなことが想像でき
るから……これは同等の意味で同意に
しうじやないか。その当時は三人が、し
れがよかろうということになつたので
あります。が、当時は状況が違つたの
であります。それは、警察法の改正に
つてとにかく何かの形であれ警察組
が強化する、そうして国民もそれに
して不安を持つというような声も出
ているから、検査官はそこはチエツク
するといふ形で、多少只今館委員に御
明いたしましたよりも強い立場を三人
で御
像したわけでありまして、それで同意
といふ字にしたのであります。が、承認
ら同意にするときに、同等だといふ
念でしたのであります。併し警察法
に出ない折柄、同意といふ字だけそこ
に残つてゐるんじや困る。こういう
側より申出もありまして、まあそれ

その立場になれば言う気持はわかるというところでありまして、とにかく先ほど申し上げたように、法制審議会の議を経た結果、閣議の審議中に三人で相談しようという結果、すでに妥結を得た字があるのをごさいます。私どもは、石村さんが同意という字はちよつと強過ぎやしないかという、その気持は十分わかるわけでございます。

○石村幸作君 さつき法務大臣のお言葉で、警察官の下級というか、悪質なもの、例えば民事くずれ等の取扱いの点で遺憾の点があるというふうなお話がありまして、我々も確かにその通りだと思います。併し真実又考えようによりまして、警察官の下級な者が検事の……今さっきの遺憾の点のある警察官と同じような種類の検事と、早く一口で言え、なるにやうなふうな悪質というか、好ましからざる行為をするということが起るような恐れを非常に持つてゐるものであります。そこでそういうことを言つてもなんですから、結局こういふうな点は警察自体の自衛といひますか、公安委員の制度もあるのではありませんか、そういう組織を十分に活用して、自衛修正するといふやうな、そういう警察官に対してそういう自衛をさせるといふやうなお考えでございましょうか、それで足れりというお考えでありますか。

○国務大臣(犬養健君) これは御指摘の通りでありまして、警察官の数多い中の質の足りないものと、検察官の数の多い中の質の足りないもの、……一番下のほうの者を比較すれば、私はどつちもどつちだと思ひます。ですから私はそれはどうしたらいいかと申しま

すと、検察官がチェックしたら急に警察官が自衛して直る、こう思ひませう。一番大事なこと、例えばアメリカやイギリスの警察官のように、非常に教養を高め、警察大学とか警察高等学校といふものの施設を十分予算を頂いてやり、それからやはり俸給がよく

なつて生活に心の裕りが出ないといかないのじやないか、根本はそれだと思ひます。併し私の申し上げるのは、質が悪いから検察官がチェックするといふ意味でなく、いづれ第二番目の時期に至つては犯罪と同時に公訴の実行といふことが生ずるのであります。起訴不起訴を含めて公訴の実行を次のバトンとして受取るのは検察官でありまして、その立場から犯罪のおおよその方針はこうあつて欲しいといふ意思の反映をしよう、こういう意味にはかならないのであります。本日に警察官がよくなるのは、警察官自体の問題だと思ひます。

○石村幸作君 お忙しい際ですから、いづれ／＼お伺ひしたいけれども、この点でとどめますが、この改正法律案が出まして非常に問題になつて、世間でもこれは検察側と警察側との権力争いである、綱張り争いであるといふやうな、非常に面白くない批判が飛んでおります。特にその争いの中にお互い

に人権擁護を押し売りしてやつてるといふやうな、非常に今物笑ひになつてゐるやうに私は考へて遺憾に思つてゐるのではありませんが、今まで大臣の御答弁のお言葉等をいろいろ／＼裏表を考へますと、これは先ほど来い／＼各委員からお話がありましていづれ警察制度を根本から変革する結果となり、又権力の集中の恐れといふやうなことも

円満に除去されて、立派な運営ができてゐるやうな案がまゝなるのじやないかと考へられますので、よろしく慎重にお取扱いを願つて、治安の面を心配してゐる我々として憂慮してゐる点を、一つ十分お含みを願ひたいと思ひます。私の質問を終ります。

○国務大臣(犬養健君) 全く御同感であります。極く飾らずに申し上げます。ば夜は国警長官といふやうにして、まあお蔭で本日どうやら意見の一致ができたやうに思ひます。あとは長年の情性でまだしつくりしない状態もあると思ひます。これは私敵身的一つ融和させて、仰せのやうに世間の物笑ひにならないやうにいたしたいと思ひます。

○加瀬亮君 四点お伺ひいたします。一点は、基本的な制度自体に改正を加へるものではない、この御説明をされてゐるのではありませんか、本法のやうな手続法におきましては、運用方法の如何が基本的な本質をも変へる虞れを内在于してゐると思ひます。問題は、この部分的な修正を加へますことが全体的への影響にどう現れるかといふことが問題にやないかと思ひます。この改正の影響を見ますと、制度自体をも変へる危険があるやうに思はれるのであります。この点が一点。

第二点は、旧刑事訴訟法に對しまして、人権尊重、捜査手続の分離、そ

ういつたものが改正法を貫く精神ではないかと思はれるのであります。いろ

いる警察官の素質の問題等、或いは運用上の現実の障害除去の問題等といつた一時的な便益のために本法の精神が将来歪められる虞れがあることすら許容する改正といふものが一体妥当であらうかといふ点が一点。

第三点は、現行法の認める勾留期間を以てしては起訴、不起訴を決定するために必要な資料を集めることすら至難な場合が少なくないという御説明であります。二十日間のうちに起訴、不起訴の資料すら不明確なものを無理に犯罪構成をさせるために五日間の勾留期間を延長して犯罪の点まで持つて行かれるといふことは、国民の側から見れば甚だ人権侵害であります。それは現行法の基本的な性格を維持しながら、運用上現実の障害のある点を差当たり除去するといふ説明とは随分食い違ふと思ひます。なぜならば、運用上現実の障害を除去するといふ言葉に隠れまして、国民の利益は大きく侵犯されておるわけでありまして、こ

ういふ基本的な国民の利益といふものを運用上の障害の除去といふ名の下に侵犯されるというところは甚だ腑に落ちない、こ

ういふ点であります。第四点は……

○国務大臣(犬養健君) ちよつとその辺で一遍切つて頂きますしやう、なかなか覚えきれませんから……。根本的な改正、つまり大陸法的なものを主にするか、英米法的なものを主にするか、その他新旧制度いろいろ問題がございまして、根本的な改正は他日に譲り、又そういうものを早くやつては危険でありますから、これは他日に譲ることになつたとして、差当り運用の妙を

以てしてうまく行かないという点についてだけ改正したいが、その点は何と云つたやうなことを法制審議

うことは、甚だこれは危険な話であり、危険なような条文というものを残すということは、甚だこれは危険な話でありまして、条文だから解釈できる範囲にだけ我々考えるのが当然なのであります。これに大臣の注釈というものが付かなかつたり、或いは検事総長の解釈が付かなかつたりすれば、条文の解釈はできないということは、おかしい

○國務大臣（犬養健君） それは私少し意見が違ふのであります。捜査を命令するとか、監督するといふのではなくして、捜査行為自身は捜査の第一次的責任者である警察がやるのであります、それに対して大きい枠で、例えば涉外事件は事微妙だから、こういうふうにしてもらいたい。入谷の何がしの事件はこうしろとかいうのではない

件について一般的指示を出すそうという考えはありませんけれども、仮に例を挙げれば、渉外事件は事外国に關係するからおよそこういうふうにしてもらいたいというものを出す。出す前に、而もすぐ出さないで、あらかじめこういうものを出したいと思うが君のほうはどうだと云つて相談をするわけであります。従つて個々の捜査が逮捕率が

別個に考えております。

それから条文のことはちよつと誤解があつたようでありますが、私は条文文だけ立派ならあとは放つておいてよいと思つていないのであります。条文によつては、その条文そのものが、その条文の盛られた内容の性質上、そのまま立派に運用が下まで行くことがありますが、そうでない場合があります。

例えはそれを防ぐには列挙主義などと

いうことがよいのでありますが、御承知のように法律専門家は列強主義というものはとらない。従つてともすれば下のほうで運用を行き過ぎる場合がある。行き過ぎると見た場合は、それに補足した訓令を出すとか、通牒を出すとかいうことは、これは何十年来やつておることでありまして、それは私はできるだけ親切に出すほうが国民に対して忠実なゆえんであると、こういうふうについておる次第であります。さう一つ御了承願いたいと思ひます。

○加瀬兜君 今度の問題の捜査権に対する指示の問題の起りは、警察官の資質が云々されたところから来ておると思ひますが、警察官の現在の資質が一応さういう欠陥を認められるといひましたけれども、その欠陥のある警察官をそのままにしておいてよいという議論にはならないと思ひます。そこで大臣に伺ひたいのは、警察官の資質を向上させるためには、もつと独立権限を与えて責任をはつきりとらせることが却つて警察官の資質を向上させることになるのじやないかと私どもは思ひます。で、今のようには警察官は検察官よりは遙かに知能程度が下だからお前たちには権限縮小でこうだというふうな傾向を持つて臨むことは、警察官の資質の向上にもならなければ、責任を更に十二分にさせる理由にもならないと思ひますが、この点についてどういふふうに考へておられますか。

○国務大臣(犬養健君) お答えいたします。百九十三条と百九十九条の改正の起りは違ひのでありまして、百九十九条即ち一般的指示権の問題は、警官の素質が悪いから一つ直そうというの

ではないのでありまして、世の中の一部に公訴の完全なる遂行の中には捜査というものは入らないのだという法律的見解があります。多くの学者はこれを否定しておるのでありますが、それならば大体私の見解を申し上げますれば、現行法の百九十三条の書き方が如何にも舌足らずで、誤解を招く素因を内在しておると、こう思つておるのであります。法務省に私は悪口を言つたのであります。大体こんな文章を吞むからいろいろな問題が起るのである、身から出た錆じやないかと言ひましたら、これは占領行政で、この文句がいんだと言つて押し付けられた。如何にも占領行政の姿の情無さを感じるものでありますが、それならばもう少しよい日本語で書き直そうと、こうなつたのであります。それに長年の御承知のような検察對警察の關係ですから、それじやその裏に何かある、こういうことになつたわけでありまして、裏に何にもないといふことを、實際の運用の点でいろ／＼説明をしたり、或いは委員会が私が弁明をしたり、附帯決議も付くことのようにありますが、喜んで付けて頂くといふことで、裏に何かあるといふことは今日氷解したわけでございます。

それから警官の素質の向上というのは、検事がチェックしたらそれで済むものではございません。これは私は外國の警官に道を聞いたり、事件を相談したりして、実にゆつたりしていい人だなと思ひましたが、これはやはり相当半歴もあるようであります。それから後顧の憂いがないようであります。我が國のような貧乏國ですぐそれを望むわけには行きませんが、その方向で警察

官を立派にして行く。警察官の素質の今の水準で不満な点は検事がこれを補足してやるという考え方は、根本的に私はいけないと思ひます。検事の悪いのと警察官の悪いのとではどつちもどつちで勝負は同じだと、こういうふう

に考へております。

○委員長(郡祐一君) 他に御質疑はございませんか。……御質疑はございませんようでありますから、本連合委員会はこれを以て終了したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

午後三時四十九分散會

昭和二十八年九月三日印刷

昭和二十八年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局